

都市計画提案制度の対象となる主な都市計画

県が定めるもの

市町村が定めるもの

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【<u>法第6条の2</u>】※1 (都市計画区域マスタープラン) ・都市再開発方針【<u>法第7条の2</u>】※2 	市町村の都市計画に関する基本的な方針【 <u>法第18条の2</u> 】※3 (市町村マスタープラン)
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分(線引き)【<u>法第7条</u>】 ・風致地区(面積10ha以上)【<u>法第8条第1項第7号</u>】 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域【<u>法第9条1項～第12項</u>】 ・特別用途地区【<u>法第9条第13項</u>】 ・特定用途制限地区【<u>法第9条第14項</u>】 ・高度利用地区【<u>法第9条18項</u>】 <p style="text-align: right;">など</p>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路(自動車専用道路、国道、県道) 【<u>法第11条第1項第1号</u>】 ・公園、緑地等(10ha以上)【<u>法第11条第1項第2号</u>】 ・流域下水道、排水区域が2以上の市町村にわたる公共下水道 【<u>法第11条第1項第3号</u>】 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の道路【<u>法第11条第1項第1号</u>】 ・公園、緑地等(10ha未満)【<u>法第11条第1項第2号</u>】 ・その他の下水道【<u>法第11条第1項第3号</u>】 ・汚物処理場、ごみ処理場【<u>法第11条第1項第3号</u>】 <p style="text-align: right;">など</p>
市街化開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業(50ha以上)【<u>法第12条第1項第1号</u>】 ・市街地再開発事業(3ha以上)【<u>法第12条第1項第4号</u>】 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業(50ha未満)【<u>法第12条第1項第1号</u>】 ・市街地再開発事業(3ha未満)【<u>法第12条第1項第4号</u>】 <p style="text-align: right;">など</p>
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等 	

※1 都市計画法第21条の2により提案制度の対象外

※2 都市計画法第21条の2により提案制度の対象外

※3 都市計画決定を要しないため提案制度の対象外